

# 練馬区立上石神井中学校「保護者と教師の会」会則

1. 本会は、練馬区立上石神井中学校「保護者と教師の会」と称し、事務局を同校内に置く。
2. 本会は、家庭と学校が協力して、本校教育の充実発展と、生徒の健全育成を目的とする。
3. 本会の会員は、上石神井中学校に在籍する生徒の保護者、同校教職員とする。
4. 本会の組織と、その構成員は次のとおりとする。
  - (1) 学年委員会：各学年の保護者の中から互選され、代表委員会・育成委員会・実行委員会（広報・イベント）のいずれかの委員会に所属する学年委員と、学年担当の全教員で構成し、学年全体の問題等について協議する。
  - (2) 代表委員会：各学年の中から互選された保護者（合計10名）と各学年主任1名（合計3名）、校長、副校長をもって構成する。  
この委員会は、学校の全体的な問題について協議し、学年委員全体会に提議する。  
この委員会の役割分担を次のように定める。
 

会長	1名（保護者）
相談役	1名（校長）
副会長	3名（保護者 2名・副校長）
庶務	6名（保護者 5名・教員 1名）
会計	4名（保護者 2名・教員 2名）

 この委員会の保護者の役割分担の担当人数は、1名程度の増減を認めるものとする。ただし、合計10名は変わらないものとする。
  - (3) 学年委員全体会：各学年の学年委員、校長、副校長、学年主任で構成する。  
本会は、委員の過半数をもって成立し、学校の全体的な問題等について協議し、決定する。議決は出席者の過半数で決める。  
ただし、本会の規約改正、会長、校長が重要と認める事項については、学年委員全体会、及び、教職員の過半数の同意をもって協議し、総会に発議する。  
各学年の中から互選された各2名（合計6名）と、会長副会長（合計3名）をもって構成する。
  - (4) 育成委員会：この委員会は、練馬区青少年育成上石神井地区委員会の活動に参加し、青少年の健全育成と、社会環境の向上につとめることとする。
  - (5) 会計監査：本会に、会計監査3名を置く。（保護者2名・教員1名）
  - (6) 総会：本会の最高議決機関を総会とする。総会は、会員の1/3をもって成立する。ただし委任状を含む。議決は出席者の過半数で決める。
5. 本会は、会費を一世帯年間1,300円とする。
6. 廉弔規定は、次のとおりとする。
  - (1) 生徒と会員（ただし、教職員の配偶者と、その血族の一親等、及び、同居の一親等を含む）が死亡の場合は、5,000円とする。火災の場合もこれに準ずる。
  - (2) その他、特別な場合については、必要により代表委員会で協議する。
7. 個人情報の取り扱いについては、次のとおりとする。
  - (1) 本会が名簿作成や運営の為に取得した個人情報は本会運営のみに使用し、他の目的では使用しないものとする。
  - (2) 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに破棄するものとする。

**重要 3年間保存**

- 付則 \*5.の会費については、平成16年5月19日総会にて金額を改正。翌年4月1日から施行。  
平成18年度以降は会費に加えて保険料200円を徴収（教職員は会費のみ）。
- \*4.(4)会の名称については、平成17年5月20日総会にて一部改正。同年同日から施行。
- \*平成17年度より4.役職名『教頭』を『副校长』に変更。
- \*平成28年度より4.学級委員の数を『4名程度』から『5~7名』に、『教職員』を『教員』に変更。
- \*平成29年度より 委員選出方法変更に伴い、4.『学級委員』を『学年委員』に変更。
- \*平成30年度より個人情報保護法改正に伴い、7.『個人情報の取り扱いについて』を追加。
- \*平成31年度より委員選出方法変更に伴い、4.(1)『実行委員会（広報・音楽・標準服をゆする会）』を  
『実行委員会（広報・音楽）』に変更。また、4.(2)代表委員会『各学年の中から互選された各3名（合  
計9名）』から、『各学年の中から互選された保護者（合計10名）』に変更。庶務の人数を『5名（保  
護者4名・教員1名）』から『6名（保護者5名・教員1名）』に変更。
- \*令和2年度より4.(2)代表委員会に『この委員会の保護者の役割分担の担当人数は、1名程度の増減を認  
めるものとする。ただし、合計10名は変わらないものとする。』を追加。
- \*令和6年度より、4.(1)『実行委員会（広報・音楽）』を『実行委員会（広報・イベント）』に変更。（令  
和5年11月20日臨時総会において決定）。

**重要 3年間保存**